

作成日 令和 6年12月23日

令和7年度 施行

公立芽室病院施設管理及びボイラー業務委託

(公立芽室病院事務局総務係)

公示用

公立芽室病院施設管理及びボイラー業務委託

項目	単価	数量	単位	金額	備考
施設管理		12	月		
施設管理(冬季時間外)		50	時間		
ボイラー運転		12	月		
ボイラー運転(割増勤務時間)		1,551	時間		
ボイラー運転(深夜分)		144	時間		
小	計				
再	計				
消費税	10%				
合	計				

公立芽室病院施設管理及びボイラー運転業務仕様書

1 業務内容

1) 施設管理業務

- (1) 施設設備、機器等の日常保守点検及び小規模な補修、整備、取替え清掃。(別紙)
- (2) 電気備品、水道設備、一般及び医療ガス、防火設備、備品の点検整備。(別紙)
- (3) 施設維持管理に係る物品授受及び記録
- (4) 廃棄物搬出確認他、病院から指示する事項

2) ボイラー運転業務

- (1) 中央監視盤の発停操作。
- (2) ボイラー・空調機・冷凍機設備(冷暖房・給湯・消毒・乾燥)及び付属設備の運転
- (3) ボイラー・空調機・冷凍機設備及び付属設備の日常保守点検
- (4) ボイラー・空調機・冷凍機設備及び付属設備の定期(1か月ごと)点検
- (5) 電気設備・水道設備・院内各箇所(病室等)温度調整及び監視並びに記録
- (6) 空調機フィルター・ファンコンベクターフィルター取替え及び清掃
- (7) 「ボイラー及び圧力容器安全規則」「消防法」「労働基準法」などの諸規定の遵守及び危険防止のための点検調整
- (8) ボイラー・空調機・冷凍機設備に関する小規模な補修及び整備作業
- (9) その他病院から指示する事項

2 業務時間

- (1) 施設管理、休日及び勤務を要しない日を除き午前8時30分から午後5時15分までとし、昼食休憩時間は60分とする。
- (2) ボイラー業務、通年業務とし午前5時30分から午後6時30分まで。
- (3) 施設管理、ボイラー業務とも緊急の場合は、前号の時間によらないことがある。

3 遵守事項

- (1) 施設管理1名、ボイラー業務は1名とし、業務員の中から責任者を1名選任する。
- (2) ボイラー主任責任者は、2級ボイラー技士免許取得者を充てなければならない。また、A重油受入立会及びタンク管理については危険物取扱者乙種第4類免許取得者を最低1名充てなければならない。
- (3) 常に一定の服装(会社名・氏名を明記)により作業を行うほか身分証明書を携帯すること。
- (4) 業務中に異常事故などが生じた場合には、直ちに臨機適切な処置を施し、事務長に報告のうえ指示を得ること。
- (5) 業務員は毎日業務終了後、別に定める日誌に必要事項を記入の上、事務長の承認を得ること。
- (6) ボイラー室、空調機室、電気室内は常に清潔であるよう毎日清掃すること。

4 その他

本業務の実施に関しその他必要な事項は別に定める。

別 紙

公立芽室病院施設管理業務仕様書

1. 院内の巡回及び清掃状況の確認
2. 照明器具の点検・交換
3. 車椅子等備品・機械の点検・整備
4. 貯水槽の点検・残留塩素の確認・塩素の補充
5. ごみの分別を図り、廃棄物の排出量の減量化に努める。
6. 可燃物・個人情報(紙ベース)の管理と処理場への搬入
7. 病院周囲の清掃・植栽等の管理
8. 給排水設備の点検・整備
9. 病室等の設備の点検・整備
10. 医療ガス配管等の点検
11. 医療廃棄物容器作製
12. 職員会館の施設管理
13. 医師住宅の植栽等の管理
14. 冬季における病院周辺・医師住宅の除雪
15. その他病院の施設に係る維持管理